

## 刈谷市いきいきクラブ等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に存するいきいきクラブ等の活動を支えるため交付する刈谷市いきいきクラブ等補助金（以下「補助金」という。）に関し、刈谷市補助金等交付規則(昭和44年規則第29号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「いきいきクラブ等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 刈谷市いきいきクラブ連合会（以下「連合会」という。）

(2) 連合会に入会した団体（以下「単位クラブ」という。）

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、会員の教育向上、健康増進及び地域活動を実施するいきいきクラブ等とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1年につき次の各号に掲げる補助対象団体の区分に応じ当該各号に定める額とし、補助金の額の算定に当たっては、当該年度の4月1日を基準日とする。

(1) 連合会 次のアからウまでに掲げる額の合計額

ア 基準額 226,000円

イ クラブ割 単位クラブ数に1,300円を乗じて得た額

ウ 人数割 会員数に94円を乗じて得た額

(2) 単位クラブ 次のア及びイに掲げる額の合計額

ア クラブ割 68,520円

イ 人数割 会員数から50人を引いた数に500円を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、単位クラブが年度途中で連合会に入会したときは、入会日の属する月の翌月（入会日が月の初日であるときは、その日の属する月）から月割りとして算定した額を補助する。

3 第1項の規定にかかわらず、単位クラブが年度途中で連合会から退会したときは、退会日の属する月（退会日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）までを月割りとして算定した額を補助する。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするいきいきクラブ等は、規則第4条の交付申請書に次の各号に掲げる補助対象団体の区分に応じ当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 連合会 次に掲げる書類

- ア 役員名簿
- イ 事業計画書
- ウ 予算書
- エ 会則（会則を改正した場合）

(2) 単位クラブ 次に掲げる書類

- ア 役員及び会員名簿
- イ 事業計画書
- ウ 予算書
- エ 規約等（補助金の交付申請を設立後初めて行う場合又は規約等を改正した場合）

(帳簿等の備付け)

第6条 補助金の交付を受けたいきいきクラブ等は、当該補助金に関する帳簿等を備え、事業完了の翌年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。